

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動

The Labour Year Book of Japan special ed.

第三編 農民運動

第五章 農民団体

第二節 農地制度改革同盟その他

大日本農民組合

戦前、階級的農民組合運動の伝統を守る最有力の全国的農民団体であった全農は、一九三七年一二月、いわゆる人民戦線事件に黒田寿男らの幹部が連座するにおよび、当局の弾圧を避け組織を維持するための方策として、従来の指導方針を転換して「反共・反人民戦線」をかかげる新団体の結成に踏みきった。三八年二月六日、全農は山形・富山などの地方組合と合同して大日本農民組合(組合長杉山元治郎、主事三宅正一、組合員一万五〇〇〇)を結成した。支持政党は社会大衆党、運動方針には農業生産力の拡充、日満支総合農業国策の樹立、勤労報公等をかかげ、一方において小作人をふくむ全農民の利益擁護のために運動するといいつつ、その性格は多分に時局迎合的性格を帯びていた。

しかしこの大日本農民組合も、もはや従来のような小作争議の積極的指導、大衆動員などでたたかうことはできず、一九三九年末に幹部と下部組織が農地制度改革同盟に参加したのち、四〇年八月にはついに解散した。

日本農民組合

一九三一年に結成された日本農民組合(会長片山哲)は社会民衆党支持の態度をとっていたが、翌三二年赤松克麿らが社会民衆党を脱して日本国家社会党を結成したのに呼応して国家社会主義運動支持の態度を決定した。この右旋回の中心は平野力三主事であったが、右の国家社会主義的農民運動方針に反対して片山哲らはこれと離れ、同年四月社会民衆党支持の日本農民組合総同盟を結成した(会長鈴木文治、副会長片山哲)。

日本農民組合はその後さらに在郷軍人を中心に皇道会と提携するなど、ますます右翼化して一九三四年には会長に平野が就任、「一君万民の国体原理に基ける搾取なき社会建設のため一層精力的に闘ふ」と宣言した。この動きはまた当時の全農にも波及し、全農を脱退した幹部が全農大阪府連合会を中心に一九三三年に皇国農民同盟を結成した。このほか皇国農民連盟(新潟)、農民自治連盟(千葉)等いくつかの右翼的農民組合が生まれた。一九三七年には維新青年倶楽部・富山県勤労農民同盟・皇国農民組合同盟(愛知)その他の地方組織の間に統一合同の動きがあったが、全国的なファッショ的農民戦線の結成をみるにはいたらなかった。

日本農民連盟

全農内の稲村隆一ら一部の幹部は、全農が組合総同盟(鈴木文治会長)との合同を進めている動きに反発し、一九三七年末に全農を脱退し、中野正剛の主宰する東方会と連絡をとり、長野農村更生連盟・信州郷軍同志会・甲府革新党など地方組織を糾合して三八年一月、日本農民連盟を結成した。その後、土佐農民総組合・千葉農村更正連盟など、いくつかの組織が参加した。この連盟

も、日中戦後の農民運動右旋回の一翼として、全体主義を標榜する農民団体であったが、一九四〇年九月解散した。これと前後して、日本農民組合総同盟(七月)、大日本農民組合(八月)その他地方的農民組合の解散が相つぎ、日本農民組合も四一年三月、山梨県連の解散を最後にすべての組織を解消した。

農地制度改革同盟

一九三九年十一月二九日創立されたこの同盟は、農民組合関係の国会議員が中心となって、大日本農民組合・日本農民組合・日本農民組合総同盟・日本農民連盟等の有志を糾合してつくられた。この同盟の指導者たちは、時局下、もはや従来の小作争議の組織やその他の日常活動は不可能となった情勢を察し、他方、政府が食糧生産確保のため小作料適正化や農地価格の統制など、農地政策に重点を指向して来たことに着目し、「農地制度の合理的改革」を共同の目標にした統一的政治運動を展開しようと考えたのである。これはつぎにかかげる「宣言」や「農地制度改革の方針」をみれば明らかに察知される。

同盟の主張は、(一)土地管理制度の樹立、(二)家産制自作農創設維持、その前提としての、(三)小作地の国有化、ということにつきるが、第一の主張は大日本農民組合の方針、「農地の国家管理」から、第二は日本農民組合総同盟の「全耕地の自作化」、第三は日本農民組合の「小作地の国有」からそれぞれ採られたものといわれる(農民組合史刊行会「農民組合運動史」、一九六〇年刊、七九二ページ参照)。

▽綱 領

一、本同盟は、農業生産の拡充及び農村生活の向上の為、農業政策の根幹たる農地制度の合理的改革を期す

▽宣 言

全国の三千万の農民諸君よ。

愈々我等は、農地制度改革に邁進しなければならぬ秋が来た。小作農たると自作農たると、将亦、地主たるとを問はず、その倚って立つところの本分を明らかにして、渾然一体、我が農村の重大使命たる食糧生産の確保と原料農産品輸出向農産品の増産を、完遂しなければならぬ秋が来たのだ。

然かり、手に鋤を持つ我等は、戦時下の農民として、或る時は一身を捧げて、戦線にあつて尽忠報国の誠を致し、或る時は、銃後にあつて、あらゆる生産条件の障碍を克服し、農業報国に精励してきた。然るに、事変の進展に伴ひ土地の思惑と投機的对象の傾向が増大し小作料は昂騰した。地価は昂騰した。而もこの農地政策に対する無統制は、遂に耕地の減少をさへ見るに至った。

農業生産の根幹たる農地の斯くの如き傾向は、国力進展の見地より、断じて看過し能はざる所である。茲に於て我等は、食糧生産確保のためと、農業生産力拡充のために農地制度を合理的に改革すべく、農地制度改革同盟を結成す。

全国の農民諸君よ。我が同盟に結集せよ。而して、農村に課せられたる国家的重大使命を完遂すべく、農地制度改革の大旗を翳し、土地管理制度の樹立、家産制自作農創設維持制度の創設、それへの前提たる小作地国有、この三大目的の達成に向つて、村から村へ、町から町へ、農地制度改革の聖火を点じ、これが実現に邁進せよ。

右宣言す

▽農地制度改革の方針

(前略)……われわれが目的とする自作農政策は、現行の不合理な小作料の強制引下げを行つて、小作料の適正化を計り、この適正化された小作料、たとへば全収穫高の

二割五分位に引下げた小作料を基準として地価を算定するといった具合に、廉価に国有小作地を払い下げ、しかも、各農家が立派に人間としての生計が立つやうに、農業利潤が得られるだけの耕地面積、少くとも現在の倍、即ち現在一町歩を経営している農家であれば二町乃至三町歩位は経営できるやうな、所謂適正規模耕地面積を国家が保障して、それだけは負債の抵当や差押を受けないやうに法律で保護し、各農家の適正規模経営面積だけは、農家世襲地として、子孫代々相続するといふ新しい制度を設けよといふのである。この世襲地自作農制度をば、学者は家産制自作農主義と呼んでゐる。それを実現しやうといふのである。

以上大掴みに述べたことを要約する。

一、農地の不安を除去するために「耕作しない者は農地を所有すべからず」との原則を樹立すること

一、地主の土地思惑と土地の投機性をなくし、工業の犠牲に農業がならぬやうに、農地利用に対する国家統制を行ふために土地管理制度を樹立すること

一、全農耕者を自作農化するために、小作地国有を断行し、小作料の適正化を計ること

一、農家に完全な農業利潤を得さしめるために家産制適正規模自作農創設の実現を計ること

▽役員

会 長 由谷義治

副会長 三宅正一

顧 問 大石大、杉山元治郎、鈴木文治

主事兼会計 平野力三

常任理事 杉浦武雄、三輪寿壮、片山哲、須永好

幹 事 角田藤三郎、恒次東洋雄、岩田潔 会計監督 佐竹晴記

理 事 田中養達、菊地養之輔、川俣清音、野溝勝、山崎剣二、加藤遼造、水谷長三郎、河合義一、前川正一、田原春次、富吉栄二、松本治一郎、中村高一(以上代議士)八百板正、日野吉夫、増田浅吉、大沢松治郎、斎藤初太郎、渡辺潜、今井一郎、宮向国平、細田綱吉、石井繁丸、秋山要、松本積善、成瀬喜五郎、酒井一雄、棚橋小虎、小島小一郎、石橋源四郎、清沢俊英、森英吉、三谷文太郎、正本清、金子益太郎、細野三千雄、松坂栄二郎、石原信二、松沢一、小野永雄、西謙一郎、池野茂、山中武雄、野口竜三、小西繁三、福島喜市

同盟は「農地国家管理法案」を作成し、第七五国会(四〇年)、七六国会(四一年)、七九国会(四二年)につぎつぎと提案したが、いずれも審議未了に終わった。

同盟は、その運動の目的として「食糧生産の確保」「農業生産力の拡充」という戦時経済の至上命令をかかげ、巧みに時局に乗ずる姿勢をとって農地制度の改革小作料の軽減や農地の国家管理を主としたものであったが、太平洋戦争開始前夜、農民組合がつぎつぎと当局の命により解散せしめられたなかで、「最後の農民団体」としてかろうじてその存在をつづけた。しかし早くも一九四一年には同盟内部から由谷義治ら解消を唱える者が生じ、四二年三月、政府は「言論出版集会結社等臨時取締法」第二条により結社禁止を命じた。理由は、同盟が「我が国農業生産機構の根本なる土地制度を変革し直接生産農民の福利を図るを以て主たる目的」とする「社会主義的政治結社」である、というのであるが、農民の団体であるかぎり、いかなるスローガンをかかげようと、もはやその存在は許されなくなったのである。

▽農地制度改革同盟に対する政治(思想)結社不許可理由

一、要旨

農地制度改革同盟は我が国農業生産機構の根本たる土地制度を変革し直接生産農民の福利を図るを以て主たる目的となし、之が手段として農地国家管理法案の議会通過を期するものにして、その根本思想は社会主義に発し其の性格並に運動形態は階級的且闘争的

にして該運動の実効を期する上に於て中央並に地方議会勢力獲得を目指し、従って勢い大衆的煽動的となり、鞏固なる小作人の結集を企図しつゝありて一つの国内分派を形成し戦時下国内体制の整備並国力進展上著しき障害ありと認めらるるを以て、言論出版集会結社等臨時取締法第二条に依り農地同盟の結社に対し不許可処分に付するものとす。

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動

発行 1965年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2000年2月22日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
